

付帯メニュー定義書

【ガス・電気セット割引】

令和元年 10 月 1 日 実施

桐生瓦斯株式会社

目 次

1	実施期日	2
2	定義	2
3	適用条件	2
4	割引内容	2
5	適用期間	3
6	適用廃止	3
7	ガス・電気セット割引の定義書の変更及び廃止	3

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割引】（以下「ガス・電気セット割引の定義書」といいます。）は、当社の都市ガスをご契約頂いているお客さま向けに、当社の電気需給約款にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取り扱いを定めたものです。

1 実施時期

ガス・電気セット割引の定義書は、令和元年10月1日より実施し、令和元年10月1日より適用します。

2 定義

電気需給約款に定義される言葉は、ガス・電気セット割引の定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合にガス・電気セット割引を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく需給契約のうち契約種別が「桐生ガスでんきB」または「桐生ガスでんきC」の契約者であり、かつガス使用契約の契約者であること。ただし、電気の需給を開始する時点で、お客さまが当社の都市ガスおよびを使用していない場合には、電気の需給開始からガスの使用開始までの日数が30日未満であること。
- (2) お客さまの電気需給契約における需要場所が、原則としてお客さまのガス使用契約における需要場所の範囲内であること。
- (3) 電気需給約款22（日割計算）(1)イにもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、ガス・電気セット割引は適用されません。
- (4) 1か月の間まったく電気を使用しない場合には、ガス・電気セット割引は適用されません。

4 割引内容

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金から毎月510円（消費税相当額を含みます。）を割引します。

5 適用期間

- (1) ガス・電気セット割引の適用開始日は、原則として電気需給契約の適用開始日といたします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の検針日といたします。
- (2) ガス・電気セット割引の適用期間は、(1)に定める適用開始日から電気需給契約の適用期間が満了する日までとし、以降の継続は当該電気需給契約の適用期間と同じといたします。

6 適用廃止

当社は、お客さまが3（適用条件）を満たさないことが判明した場合にはガス・電気セット割引の適用を廃止いたします。その場合の適用廃止日は、以下のとおりといたします。

- (1) 電気需給契約を解約する場合
電気需給約款 35（需給契約の廃止）または 37（解約等）による解約日
- (2) (1)以外の事由による場合
当該事由発生日の直後の電気の検針日
なお、当該事由発生日の直後の電気の検針日までの間に電気需給契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

7 ガス・電気セット割引の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、ガス・電気セット割引の定義書を変更する場合には、電気需給約款 2（需給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、ガス・電気セット割引の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載いたします。
- (3) ガス・電気セット割引の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 2（需給約款の変更）(4)に準じます。